

○大蔵委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	件名								
80	79	72	37	5	3	1			
金融先物取引法案	証券取引法の一部を改正する法律案	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案	関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	租税特別措置法の一部を改正する法律案	昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案	漁船再保險及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案			
"	"	"	"	"	"	衆	院議先		
三二八	三二六	三二五	二九	二元	二五	三、一五	月提出		
(予)三二五	(予)三二五	(予)三二五	(予)二九	三三	四七	三、一六	付委員会	参議院	
可 決 五 西	可 決 五 西	可 決 五 七	可 決 三 三	可 決 三 三	可 決 五 三	可 決 三 〇	議委員 決 会	議 院	
可 決 五 五	可 決 五 五	可 決 五 八	可 決 三 三	可 決 三 三	可 決 五 三	可 決 三 〇	議本 会 決 議		
三二六	三二六	三二五	二九	二六	三五	三、一五	付委員会	衆議院	
可 決 五 三	可 決 五 三	可 決 四 六	可 決 三 三	可 決 三 六	修 正 四 三	可 決 三 六	議委員 決 会	議 院	
可 決 五 三	可 決 五 三	可 決 四 六	可 決 三 三	可 決 三 三	修 正 四 正	可 決 三 八	議本 会 決 議		
					衆 本 会 議 趣 旨 說 明 六 三 五			備 考	
					參 本 會 議 趣 旨 說 明 二 一 八				
					參 本 會 議 趣 旨 說 明 三 二 七				
					參 本 會 議 趣 旨 說 明 三 三 五				

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送本院へ 付月日	参議院		衆議院
				委員会	委員会	
1	昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	大蔵委員長 (大三、二二六)	大三、二二六	大三、二二六	大三、二二六	大三、二二七
				（予）可	大三、二二六	付委員会
				決	大三、二二七	議本会議
						衆議院
						備考

漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る  
保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰  
入金に関する法律案（閣法第一号）

一、右の一般会計からの繰入金については、後日、漁船再  
保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定におい  
て決算上の剩余が生じた場合には、当該繰入金に達する  
までの金額を一般会計に繰り戻すこととする。

要旨

本法律案は、昭和六十二年度第一次補正予算に係るもの  
であつて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済  
保険勘定において、異常被害により生ずる保険金の支払財  
源の不足に充てるため、次の措置を講じようとするもので  
あり、その内容は次のとおりである。

一、昭和六十二年度において一般会計から六十七億五千八

十七万円を限り、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の  
漁業共済保険勘定に繰り入れができることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました漁船再保険及漁業共済保険特  
別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に  
充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案につ  
きまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申  
し上げます。

本法律案は、昭和六十二年度第一次補正予算に係るもの  
でありまして、昭和六十二年度における異常な赤潮による

養殖ハマチの大量死亡等により、漁船再保険及漁業共済保險特別会計の漁業共済保険勘定に生ずる保険金の支払財源の不足に充てるための資金を、同年度において一般会計から六十七億五千八十七万円を限り同勘定に繰り入れようとするものであります。

委員会におきましては、異常赤潮発生のメカニズム解明の必要性、中小漁業者保護の観点から漁業共済保険制度の財政的健全化に向けての具体的方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案は、我が国財政の現状にかんがみ、昭和六十三年度の財政運営に必要な財源を確保するため、同年度にお

ける特例公債の発行並びに国債費定率繰り入れ等の停止及び政府管掌健康保険事業に係る一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入額削減の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、特例公債の発行等

(一) 予算をもつて国会の議決を経た金額（三兆千五百十億円）の範囲内で、特例公債を発行することができるることとする。

(二) 租税収入の実績に従つて、限度額の範囲内で特例公債の発行額を調整できるよう、昭和六十四年六月末日まで発行できることとし、同年四月以降の本特例公債の発行収入は、昭和六十三年度所属の歳入とする。

(三) (一)の議決の条件として、特例公債の償還計画を国会に提出しなければならない。

(四) 特例公債の借りかえについては、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとし、借りかえを行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

#### 二、国債費定率繰り入れ等の停止

昭和六十三年度における国債償還財源を確保するため

の一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについては、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰り入れを行わないこととする（本措置による繰り入れ停止に係る金額は二兆五千三十六億円である）。

### 三、厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れの特例

(一) 昭和六十三年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについては、健康保険法に規定する国庫補助の額から六百五十億円を控除した額とする。

### (二) 右の特例措置により控除した金額については、政府

管掌健康保険事業の適正な運営確保のため、各年度の厚生保険特別会計健康勘定の收支状況を勘案して、後日、当該金額を、一般会計から同勘定に繰り入れる等の適切な措置を講ずることとする。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日「昭和六十三年四月一日」を「公布の日」とする修正が行われている。

ただいま議題となりました昭和六十三年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十三年度における国の財政収支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、財政運営に必要な財源を確保し、もって国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度における特例公債の発行、国債費定期繰り入れの停止及び政府管掌保険事業に係る厚生保険特別会計への繰入額削減の特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、特例公債依存体質からの脱却及び財政再建の意義、特例公債の償還ルール期間短縮の必要性、これまでの財源確保策による後年度負担への対応の方途等について、総理、大蔵大臣並びに関係当局に対しても質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録に譲ります。

民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して大浜方栄理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

#### 租税特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五号）

##### 要旨

本法律案は、税制の抜本的改革との関連に留意しつつ、

最近の社会経済情勢等に即応して、当面早急に実施すべき措置を講ずることとし、土地・住宅税制について見直しを行ふとともに、石油税について增收措置を図る等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、土地税制

（一）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合

する。

（二）現行の居住用財産の買いかえ（交換）の特例を原則廃止し、父母または祖父母から相続または遺贈により取得したその者の居住用家屋及びその敷地で、三十年以上の期間にわたつてその者の居住の用に供していたものを譲渡した場合の長期譲渡所得に限り、存置する。

（三）所有期間十年を超える居住用家屋及び敷地を譲渡した場合の長期譲渡所得（二）の特例の適用を受けるものを除く。）については、現行の居住用財産の買いかえ（交換）の特例にかえ、特別控除後の譲渡所得に対して、軽減税率により分離課税することとする。

##### 二、住宅税制

住宅取得促進税制の拡充措置として、公的な借入金の年末残高の全額（現行二分の一）を控除対象とするほか、適用対象者の所得要件の三千万円以下（現行一千万円以下）への緩和、適用対象住宅の床面積要件の上限（現行二百平方メートル）の撤廃（政令措置）を行うとともに、適用対象となる借入金の範囲に一定規模以上の増改築等のための借入金を加える。

（二）石油税

昭和六十三年八月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間の特例措置として、課税方式を従量税化するとともに、税率改正により增收措置を図る。

#### 四、租税特別措置の整理合理化等

##### (一) 租税特別措置の廃止

エネルギー基盤高度化設備投資促進税制、省エネルギー・石油代替エネルギー利用設備の特別償却制度、中小企業技術開発用機械等の特別償却制度、特定船舶製造業安定事業協会の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置を廃止する。

##### (二) 租税特別措置の縮減合理化等

公害防止用設備の特別償却、電線類地中化設備の特別償却等の特別措置について、特別償却率の引き下げ等により整理合理化を図る。

#### 五、たばこ消費税の特例

たばこ消費税について、税率等の特例措置による「一

本円の上乗せ課税」を昭和六十四年三月三十一日まで延長する等の措置を講ずる。

#### 六、自動車関係諸税の特例

揮発油税及び地方道路税並びに自動車重量税について、

税率の特例措置の適用期限を五年延長する。

#### 七、その他

欠損金の繰越控除の一部停止措置及び欠損金の繰り戻しの還付の不適用措置を期限の到来とともに廃止するほか、住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の延長を行う等所要の措置を講ずる。

なお、本法律施行に伴う租税の減収見込み額は、昭和六十三年度一千二百四十億円である。

#### 委員長報告

次ページ参照

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(関法第三七号)

#### 要旨

本法律案は、最近における内外の経済情勢の推移等にかんがみ、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、関税率、特惠関税制度等について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

## 一、関税率の改正

- (一) 市場アクセスの改善を図る見地から、チョコレート菓子の関税率を一〇%（現行一〇%）に引き下げる。
- (二) スペイン、ポルトガルのEC加盟に伴う市場アクセス改善措置として、単結晶シリコン等七十一品目について原則五〇%の関税率の引き下げを行う。
- (三) 石油税の税率引き上げにより、石油及び石油代替エネルギー財源の確保が図られることを考慮し、原油に対する関税率を一キロリットル当たり五百三十円（現行六百四十円）に引き下げる。

## 二、特恵関税制度の改正

昭和六十三年度の特例措置として、限度枠を設けて特恵関税の適用を行つてある鉱工業品のうち六十一品目区分の特恵限度枠を、現行枠に比して五〇%増、三〇%増または一〇%増に拡大する。

## 三、その他

- (一) 加工再輸入減税制度について、機械類（六百二十六品目）を括的に対象品目に指定する。
- (二) 昭和六十三年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率及び関税の還付制度について、これらの適用期限を延長する等所要の改正を行う。

## 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。まず、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、最近における内外経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、チョコレート菓子、原油等の関税率の引き下げを行うとともに、鉱工業品に対する特恵関税の限度額の拡充等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、チョコレート菓子関税率の引き下げに伴う国内メーカーへの影響とその対応策、税関職員の処遇改善と中長期視点に基づく要員増の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を

なお、本法律施行に伴う昭和六十三年度一般会計の関税減収見込み額は、約百億円、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の原重油関税減収見込み額は、約百十億円である。

代表して吉川英勝委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案は、最近の社会経済情勢に鑑み、居住用財産の買いかえの特例を原則廃止し、軽減税率による分離課税を行うなどの土地税制の改正、住宅取得促進税制の拡充、石油税の課税方式の変更及び税率の引き上げを行うほか、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、所得格差の実態に即した税制のあり方、租税特別措置の利用実態の把握の必要性とその見直しの状況、たばこ消費税特例措置の延長の理由及びたばこ産業の実態等について質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録に譲ります。質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して志苦裕理事、公明党・国民會議を代表して多田省吾理事、日本共産党を代表して近藤忠孝委員、

民社党・国民連合を代表して栗林卓司委員よりそれぞれ反対、自由民主党を代表して大浜方栄理事より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七二号）

#### 要旨

本法律案は、国際復興開発銀行の出資比率の調整を目的とした特別増資に我が国も参加するため、政府は同銀行に対し、従来の出資の額のほか、十一億七千九百六十万協定ドル（十四億二千三百万現行ドル）の範囲内において出資することができる」ととするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開

発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際復興開発銀行の出資比率の調整を目的とした特別増資により、同銀行に対する我が国の出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額の増額に応ずるための措置を講じようとするものであり、政府は、同銀行に対し、十一億七千九百六十万協定ドルの範囲内において、追加出資を行うことができることとするものであります。

委員会におきましては、今回の世銀への特別増資の意義、世銀の融資姿勢のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して、吉井英勝委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

## 証券取引法の一部を改正する法律案（閣法第七九号）

### 要旨

本法律案は、我が国証券市場の自由化、国際化の進展等に対応して有価証券指数等先物取引の導入を図るため、証券先物市場の整備を行うとともに、有価証券の発行市場の健全な発展に資するため、企業内容開示制度についてその簡素化と充実の両面から見直しを行うほか、証券市場の公正性と健全性に対する投資者の信頼を一層確保するため、内部者取引に対する規制の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、証券先物市場の整備

(一) 証券業として行う業務に有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引の取り次ぎ等の業務を加えることとし、証券取引所においてこれらの先物取引を行うことができることとす

る。

(二) 金融機関ができる証券業務として、公共債及び外国国債に係る先物取引に関する業務を認める。

(三) 有価証券の売買取引に係る投資者保護に関する規定

を、有価証券指數等先物取引に係る各種行為にも適用するとともに、証券会社に対し、取引の概要等を記載した書面を委託者へ交付することを義務づける。

## 二、企業内容開示制度の見直し

(一) 有価証券届出書による発行開示手続について、あらかじめ一定期間の発行予定額を登録した場合には、そ

の限度内において発行の都度届け出を要することなく、  
発行登録追補書類の提出のみで足りることとする。

(二) 有価証券届出書の記載事項のうち、営業内容等企業

の情報に係る事項については、毎年定期的に提出される有価証券報告書等を参考すべき旨の記載のみで足りることとする。

(三) 担保付普通社債について、発行開示義務を免除することとしてきた暫定措置を廃止する。

## 三、内部者取引規制の整備

(一) 有価証券の発行会社の役員等であつて、その職務等により、新製品の企業化等投資者の投資判断に影響を及ぼすような会社の重要な事実を知つた者（これらの者からその事情を知つて当該重要な事実の伝達を受けた者を含む。）が、その情報が公開される以前に、当該有価

証券の取引を行うことを規制し、これに違反した場合には、刑事罰を科することとする。

(二) 会社の役員及び主要株主に対し、証券取引所に上場されている当該会社の株券等の売買に関する報告書を

大蔵大臣に提出することを義務づける。

## 四、証券会社の営業年度の変更

証券会社の営業年度を四月から翌年三月まで（現行十  
月から翌年九月まで）に変更する。

### 委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、証券取引法の一部を改正する法律案は、我が国証券市場の自由化、国際化の進展に対応して証券先物市場の整備を図るため、有価証券指數等先物取引の導入を行い、

これに伴う投資者保護の措置等を講ずることとするとともに、有価証券の発行市場の健全な発展に資するため、企業内容開示制度について簡素化と充実の両面からの見直しを行ふほか、証券市場の公正と健全性に対する投資者の信頼を一層確保するため、内部者取引に対する規制の整備等に

ついて、所要の改正を行おうとするものであります。

以上、御報告申し上げます。

次に、金融先物取引法案は、我が国の金融自由化、国際化の進展に伴い、金融取引に係るリスク回避の要請が高まっていること等にかんがみ、国民経済の適切な運営及び金融先物取引等の委託者の保護に資するため、金融先物取引所を創設し、その制度を整備するとともに、金融先物取引業を営む者の業務の適正な運営を確保することにより、金融先物取引及び金融先物取引の受託等を公正かつ円滑にしようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、先物取引所を金融と証券に二分化した理由、投資家保護に資する企業内容開示のあり方、内部者取引規制の実効性、等について質疑が行われたほか、参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、両法律案を一括して討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉井英勝委員より、両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、両法律案を順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

#### 金融先物取引法案（閣法第八〇号）

##### 要旨

本法律案は、我が国の金融自由化、国際化の進展に伴い、金融取引に係るリスク・ヘッジ・ニーズが拡大していること等にかんがみ、国民経済の適切な運営及び金融先物取引等の委託者の保護に資するため、金融先物取引所を創設し、その制度を整備するとともに、金融先物取引業を営む者の業務の適正な運営を確保することにより、金融先物取引及び金融先物取引等の受託等を公正かつ円滑にすることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、金融先物取引

金融先物取引とは、将来の特定の日に、特定の金融商品を一定の価格で売買する取引をいい、原則として差金決済によつて行われる金融先物取引及びこれらに係る金融オプション取引からなる。

##### 二、金融先物取引所

金融先物取引所は、会員組織の法人とし、何人も金

融先物市場によらないで、当該市場における相場により、差金の授受を目的とする行為等をしてはならない。

(二) 金融先物取引所を設立しようとする者は、一定の手続に従い、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

(三) 金融先物取引所は、その定款をもつて、会員の資格に関する要件を定めなければならることとし、会員は、定款の定めるところにより、金融先物取引所に対し、会員信認金を預託しなければならない。

(四) 金融先物取引所は、定款の定めるところにより、会員から取引証拠金を預託させることができる。

(五) 会員は、金融先物取引の受託について、金融先物取引の受託の条件等に関する細則を定めた受託契約準則により行わなければならない。

(六) その他、金融先物取引所について、その機関、解散事由、大蔵大臣の監督等について所要の規定を設けることとする。

### 三、金融先物取引業

(一) 金融先物取引業（取り次ぎ等の業務を含む。）を営もうとする者（以下、金融先物取引業者）は、一定の手続に従い、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

(二) 金融先物取引業者は、公衆の見やすい場所に、大蔵省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

(三) 金融先物取引業者は、当該取引業に係る広告を行うときは、利益の見込み等について、著しく事実と相違する表示等をしてはならない。

(四) 金融先物取引業者は、金融先物取引等の受託等を内容とする契約の締結前、締結時、契約成立時等の際に、それぞれ一定の事項を記載した書面を委託者に交付なければならない。

(五) 金融先物取引業者は、当該取引等の委託等を受けたときは、金融先物市場等を経ずに、自分がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

(六) 金融先物取引業者の監督に関し、業務に関する帳簿書類の作成、その保存及び事業報告書の提出、大蔵大臣による報告または資料の提出命令、立入検査及び業務改善命令等について所要の規定を設けることとする。

### (七) 金融先物取引業協会

金融先物取引業者が、委託者の保護及び取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業協会を設立することができるることとする。

## 委員長報告

八五ページ参照

昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第一号）

### 要旨

本法律案は、昭和六十二年度において、水田農業確立対策による米の計画生産を推進するため、政府等が稻作の転換を行う者等に対し交付する水田農業確立助成補助金について、税制上の軽減措置を講ずるものであり、その内容は次のとおりである。

一、個人が交付を受ける同補助金については、一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は、一時所得の必要経費とみなす。

二、農業生産法人が交付を受ける同補助金については、交付を受けた後二年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合、圧縮記帳の特例を認める。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年度における租税の減収見込み額は、約六億円である。

## 委員長報告

ただいま議題となりました昭和六十二年度の水田農業確立助成補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものであります。昭和六十二年度に政府等から交付される水田農業確立助成補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和六十二年度の租税の減収額は約六億円と見込まれております。

委員会におきましては、本法律案による昭和六十二年度の租税減収見込み額の算定基礎、米需給均衡化対策の具体的な内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました

た。  
以上、  
御報告申し上げます。